

防犯カメラ設置・運用規程（参考例）

1 趣旨

この規程は、プライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇（施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇（施設）における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。
- (4) 操作取扱者は、〇〇〇〇とする（または「管理責任者が指定した者とする」）。
- (5) 防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者の責務は、次のとおりとする。
 - ① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
 - ② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
 - ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
 - ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

4 設置の場所等

- (1) 別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置箇所及び撮影方向を表示
- (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

(2) 画像の不必要な複製等の禁止

記録した画像の不必要な複製や加工を行わない。

(3) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、〇〇とする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去をする。記録媒体を処分するときは、破砕又は、復元できない完全な消去等を行い、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 捜査機関等から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7 問い合わせ・苦情への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

8 その他

この規程の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【表示例】

